

ファミリーサポートセンターすさき

相互援助活動の手引き

須 崎 市

平成31年3月現在 第1版

## 【もくじ】

ファミリーサポートセンターとは	2
会員になるためには	2
援助できる内容	3
ファミリーサポートセンターのしくみ	3
活動の流れ	4
会員の心得	5
ファミリーサポートセンター援助活動Q&A	6
利用料金等に関する基準	11
ファミリーサポートセンター補償保険	13
ファミリーサポートセンター補償保険Q&A	15
活動にあたって	16
参考資料①子どもの発達と事故例	16
緊急時の対応	17
南海トラフ地震・自然災害注意情報・警戒宣言が発令されたら	18
活動中の病気やケガへ対応	19
安全チェックリスト まかせて会員用	21
参考資料② チャイルドシート	22
おねがい会員用	23
ファミリーサポートセンターすさきの 個人情報保護に関する基本方針	24
ファミリーサポートセンターすさき事業実施要綱	28
様式集	34

## ファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と、子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)の子育ての相互援助活動を行う会員組織です。

子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって「安心して子育てができるまち『すさき』」を目指して活動しています。

## 会員になるためには

ファミリーサポートセンターすさきへの入会・登録が必要です。



まかせて会員



どっちも会員



おねがい会員

イラスト：明神ゆうき

須崎市在住の20歳以上で、積極的に援助活動を行うことができる方

※養成講座の受講が必要です。

まかせて会員・おねがい会員の両方を兼ねる方。

※養成講座の受講が必要です。

須崎市在住で、生後6か月から小学6年生までの子どもと同居する保護者。

### こんなお手伝いをします。

- 保育施設や、放課後児童クラブなどの送迎 や開始前・終了後の 預かり
- 冠婚葬祭や学校行事の際預かり
- 買い物など外出時 の預かり

etc.

### こんなお手伝いはできません。

- 子どもの宿泊
- 病児・後の送迎、預かり
- 家事のお手伝い
- 集団託児

## 援助できる内容

ファミリーサポートセンターで行われる援助は、簡易かつ短期的、補助的なものになります。急なサポート依頼に関しては対応し兼ねる場合があります。

- 保育施設の開始前・終了後の子どもの預かり
- 保育施設までの送迎
- 小学校の放課後、放課後児童クラブ(学保育)終了後の子どもの預かり
- 冠婚葬祭や買い物、学校行事の際の子どもの預かり
- その他、会員の育児に関して必要な援助

子どもを預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等の施設その他子どもの安全が確保できる場所のうち、まかせて会員とおねがい会員との合意により決定して行い、子どもの宿泊は行いません。まかせて会員宅での家事援助も行いません。

熱が37.5℃以上でサポートは打ち切りとなります。子どもが風邪やウイルス性の病気、下痢や咳がひどい場合など、病児・病後児サポートは受けられません。

## ファミリーサポートセンターのしくみ

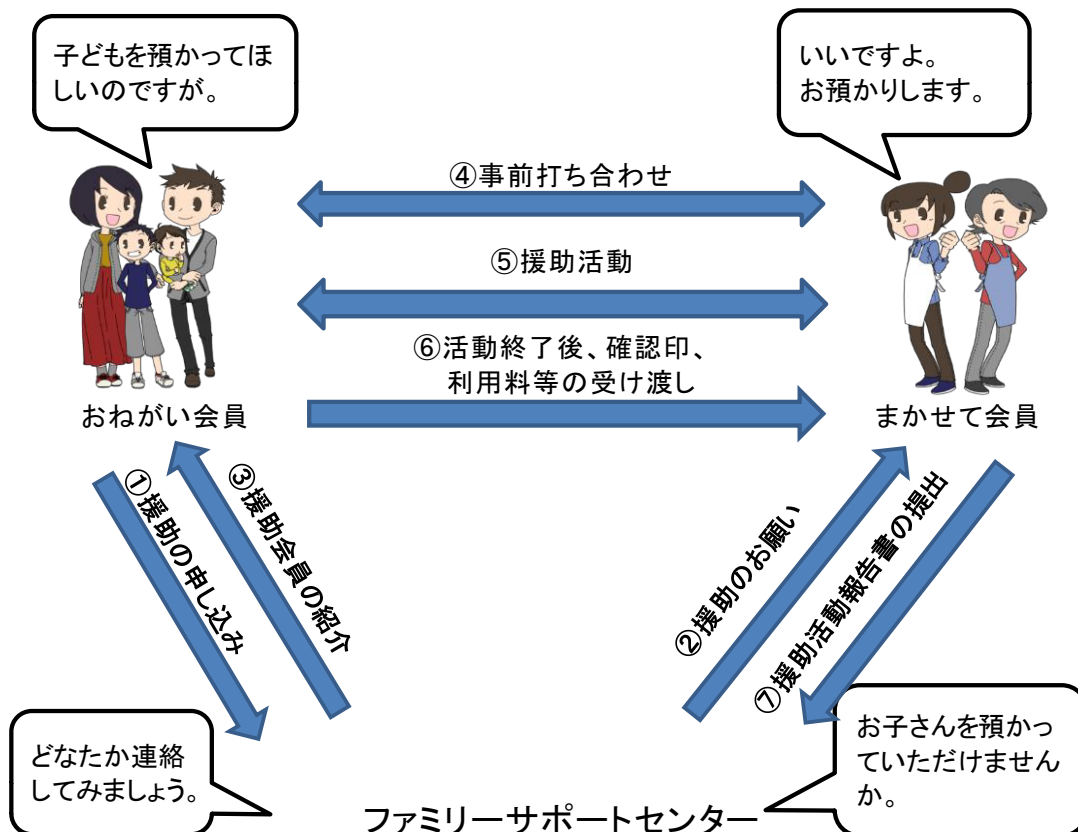


イラスト: 明神ゆうき

## 活動の流れ

①ファミリーサポートセンターの会員に登録する。



②希望する内容をセンターに電話で連絡 Tel 0889-42-1229

※希望から2週間前を目安にセンターにお電話ください。



③マッチング(まかせて会員の検討)

センターは活動できるまかせて会員をおねがい会員に紹介します。

条件に見合う方が見つからない場合もあります。



④まかせて会員とおねがい会員が事前に援助の内容について事前打ち合わせ

をします。子どもさんが同席のもとで行います。



⑤ペア成立



⑥援助活動



⑦まかせて会員は、活動終了後に活動報告書を記入し、おねがい会員から確認印もらい、利用料等を受け取ります。



⑧援助活動報告書は3枚複写になっているので、まかせて会員は1枚をおねがい会員に、1枚をセンターに翌月5日までに提出します。

センターへの援助活動報告書提出はFAXでも可。

Fax 0889-42-1190

事前打ち合わせは安全な援助活動を行うためにとても重要です。援助活動の具体的内容を確認するとともに、お子さんとまかせて会員が親しくなってもらうことが目的としています。

## 会員の心得

会員	
<p>ファミリーサポートセンターの趣旨を理解の上、決まりを守りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。(守秘義務)</li> <li>●活動依頼、変更などは必ずセンターに連絡してください。センターに連絡のない活動については、補償保険は適応されません。</li> </ul> <p>※突発的な活動は原則として認めませんが、緊急時やむをえない場合は事後報告をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会員同士で約束した時間、終了時刻、活動内容は必ず守りましょう。</li> <li>●事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いに確認してください。</li> <li>●活動中は必ず会員証を携帯してください。紛失や変更が生じた場合は速やかにセンターへ連絡してください。</li> <li>●困ったこと、会員同士では言いにくいこと等は、必ずセンターに連絡してください。</li> </ul>	
おねがい会員	まかせて会員
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全チェックリストを活用し、援助活動を円滑に進めましょう。</li> <li>○依頼した援助内容以外の援助を要求しないでください。</li> <li>○約束した時間は必ず守りましょう(開始、終了時間)。万が一、遅れる場合は、必ずまかせて会員に連絡しましょう。</li> <li>○同じまかせて会員に2回目以降は、直接依頼をし、引き受けてもらった場合は、依頼会員からセンターへ連絡してください。</li> </ul> <p>連絡がないものについては、事故などが起こった場合、保険の対象になりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。</li> <li>○依頼された援助内容以外のことは行わないでください。</li> <li>○約束した時間は必ず守りましょう(開始、終了時間)。万が一、遅れる場合は、必ず依頼会員に連絡しましょう。</li> <li>○活動中に事故が発生したときは、対応が済み次第、速やかにセンターへ連絡してください。</li> <li>○センターへの活動報告書の提出のないものについては、保険は適用されません。</li> </ul>

※どっちも会員は、預ける場合と預かる場合がありますので、それぞれの心得を守りましょう。

※センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取扱っています。また、取得した個人情報は業務及び相互援助活動の遂行に、援助活動中に必要な範囲で利用します。

会員は、援助活動中に知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはいけません。うっかり知り合いに話してまった、依頼文や事前打ち合わせ書をどこに置いたか忘れてしまった・・・ということのないように十分注意しましょう。しかし、活動の中で児童虐待の事実を知ったような場合は、関連機関へ通告する必要があります。

## ファミリーサポートセンター援助活動 Q & A

### ① おねがい会員からよくある質問

Q1 子どもを知らない人に預けるのが少し不安です。まかせて会員さんはどんな方ですか？

A 会員さんは、須崎市内に居住している、子どもが好きな方で、子育て援助をしたいと考えている人です。年齢、性別、子育て経験の有無など、様々ですが、みなさん援助会員養成講座を受講された方たちです。

また、会員同士で事前に打ち合わせを行い、お子さんのことを十分理解してから活動していただくので安心です。

Q2 依頼の予定はありませんが、近所のまかせて会員さんを紹介してもらえますか？

A 日時、援助内容が決まっていない状態でまかせて会員を紹介することはできません。

まかせて会員さんは、できるときにできることをしてくださる有償ボランティアです。

いつでも、どんな内容でも引き受けられるわけではありません。

日時、援助内容が決まり次第、早めにセンターに援助の申込みをしてください。

Q3 どこで預かってもらえるの？

A お子さんを預かる場所は、原則としてまかせて会員の自宅です。

ただし、おねがい会員と、まかせて会員の合意がある場合はこの限りではありません。

近所の公園や子育て支援センター、公民館等へ連れて行くこともできます。

ただし、事故やトラブルが生じないようにおねがい会員とよく話し合っておくことが必要です。

Q4 事前打ち合わせはお金がかかりますか？

A 子どもの預かりはしていないので、料金は発生しません。

Q5 近所に住んでいるまかせて会員の祖父母に預かってもらうことはできますか？

A 別居の親族援助が得られる場合は家族間の扶助となり、たまたま両者がファミリーサポートセンターの会員であっても、この事業の対象になりません。

Q6 送迎のときに、誰もいない家に送り届けてほしい、または小・中学生の兄弟がいるので、その子に引き渡してもらうことはできますか？

A 預かった子どもの安全を考えれば、おねがい会員の自宅であっても誰もいない家に置いていくことや兄弟に託していくことは好ましくありません。「大人から大人へ」子どもを安全に引き渡すことができるよう、援助内容や方法を工夫してみましょ。

Q7 同じまかせて会員に次回も預かってほしい。おねがい会員が直接同じまかせて会員に依頼をしていいですか？

A はい。直接依頼をして、引き受けてもらった場合は、おねがい会員がセンターに日時、預ける子どもの名前、援助内容等を連絡してください。

センターに連絡のない援助活動は保険の対象になりません。

Q8 急に援助が必要になった時、センターが閉まっていたらどうすればいいですか？

A 同じまかせて会員さんに2回目以降の依頼の場合は、直接おねがい会員からまかせて会員に依頼することができます。しかし、援助開始前に必ずセンターへ FAXかメール連絡をお願いします。連絡のない場合、万が一事故が起こった時に補償保険対象になりません。

Q9 子どもが2人いますが、同じ人にみてもらえますか？

A 兄弟姉妹に限り複数人数での預かりも可能で、料金は2人目からは半額となります。しかし、お子さんの年齢や様子、依頼内容によっては同時のお預かりができない場合もあります。

Q10 援助活動をキャンセルしたい場合はどうしたらいいですか？

A すぐにまかせて会員連絡に連絡をとってください。取消料の支払が必要な場合は利用料の基準額に従って支払っていただきます。

Q11 台風のため臨時休校になった場合、依頼していた援助もなくなりましたが、キャンセル料はかかりますか？

A 自然災害は予期できないことなのでキャンセル料は発生しません。

Q12 事前の打ち合わせでは1時間半の依頼の予定でしたが、早く用事が済んだので1時間前に迎えに行くことができました。料金はいくらになりますか？

A 実質の時間で計算しますので、1時間分の料金となります。

Q13 援助活動が30分に満たない場合の料金はどうなりますか？

A 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間の料金になります。

Q14 1日に同じ人に2回依頼をしたいのですが、料金は別々ですか？

A 料金は別々に計算します。例えば、朝の送り時間30分、帰りの迎え時間30分の2回の場合、合算せずにそれぞれ朝1時間、帰り1時間として計算してください。

Q15 援助時間がおやつや夕食をはさむ場合はどうなりますか？

A 原則として、おねがい会員に持参していただきますが、事前にまかせて会員に連絡していただいて協力が得られれば、作ってもらうことも可能です。その場合は実費を支払ってください。



Q16 当日に時間延長はできますか？

A 直接、まかせて会員の方との交渉になります。まかせて会員の方にも都合がありますので、遅くなる可能性のある場合は、時間に余裕をもって依頼しましょう。

Q17 預かりの時に風邪薬を飲ませてもらいたいのですが、どうしたらいいですか？

A 原則として、援助活動中に保護者にかわってまかせて会員が薬を与えることはできません。

Q18 インフルエンザなどで学級閉鎖になった時は預かってもらえますか？

A おねがい会員の子どもは症状が出ていなくても、インフルエンザ潜伏期間中であることも考えられます。まかせて会員やその家族に感染するリスクを伴いますので、原則預かることはできません。ただし、会員双方の合意の上で預かりが可能と判断した場合には援助活動を行えます。

Q19 紹介してもらえる「まかせて会員」は一人ですか？

A 原則一人です。ただし依頼内容や頻度、地域の状況により異なりますので、まずはセンターにご相談ください。

Q20 何時から何時まで預ってもらえますか？

A ファミサポの実施要綱では、原則午前7時から午後9時までとしています。子どもの負担にならない常識的な時間での利用をお願いしています。また、おねがい会員のニーズに応じて援助活動が、早朝や夜遅くなることもあり得ますが、まかせて会員に過度の負担をかけることがないようにしてください。

Q21 まかせて会員さんに利用料を渡すとき、気を付けることはありますか？

A お金がなくならないよう、封筒に入れて渡すことをおすすめします。

## ②まかせて会員からよくある質問

Q1 まかせて会員が子どもを預かっている時に、預かっている子どもを連れて買い物に行ってもいいですか？

A 援助活動中にまかせて会員が自分の用事を行うことは好ましいことではありません。安心・安全な援助活動を行うためにも依頼を受けた時間は子どもの預かりに集中してください。

Q2 体調不良で今日引き受けている援助活動がそうにありません。この場合、どうしたらいいですか？

A 速やかにおねがい会員に連絡をいれてください。おねがい会員の判断によりますが、知り合いのまかせて会員を紹介できる場合は紹介しても結構です。その場合はセンターに必ず連絡してください。急遽、預かってもらえなかったおねがい会員は大変困ります。家族や自分自身の体調管理をしっかり行いましょう。

Q3 まかせて会員が援助活動をキャンセルしなければならなくなったときに、自分でまかせて会員を見つけるのは大変です。ファミサポでさがしてもらえませんか？

A 原則、まかせて会員がキャンセルする場合は援助活動は中止となります。できるだけ早くおねがい会員に連絡し、その後センターにも連絡してください。

ただし、ご自身で代替りのまかせて会員の方を紹介していただける場合やおねがい会員が別のまかせて会員に依頼する場合は援助活動を行うことができます。

Q4 Q3の場合に、知り合いのまかせて会員を紹介できても知り合いのまかせて会員に渡せるおねがい会員の情報を書いたものはありません。口頭で伝えるだけでいいですか？おねがい会員は本当にそれで大丈夫ですか？

A 緊急に紹介した場合は、口頭でお伝えください。時間に余裕がある場合は、アドバイザーから、紹介したまかせて会員に情報提供を行います。

Q5 おねがい会員から迎えに来るのが遅れると連絡があったときに、まかせて会員が活動終了予定時刻後に用事があり援助を続けられないときはどうしたらいいですか？

A 援助活動は時間に余裕を持って行ってください。1時間程度の延長は想定して活動を行っていただきたいです。

Q6 活動報告書を持参かFAXでということですが、FAXがないので返送用の封筒はもらえませんか？

A 返信用の封筒をお渡しすることは考えておりません。

Q7 5時間援助の予定が入っていたのに、おねがい会員がキャンセルにしたいくて、キャンセルするよりは…と30分だけの援助に切り替えた場合は1時間の利用料金になりますか？

A はい。キャンセルとはならないので1時間の利用料金となります。

Q8 援助活動が5分だけ伸びたときにも利用料は30分加算になりますか？

A はい。30分も利用料金の算定時間に含まれます。ただし、援助時間の確認については、おねがい会員とまかせて会員で話し合っ確認していただいでかまいません。

Q9 援助活動が大幅に短くなってもそれでいいのですか？

A おねがい会員とまかせて会員の双方で、お互いに確認のうえ納得している援助活動となっれば短くなってもかまいません。

Q10 夜間や休日、年末年始などに活動が急に決定したときは、FAXやメールがない場合はファミサポをやっている日に電話をしても保障の対象になりますか？

A はい。急な活動の決定でも、ファミリーサポートセンターすさきに、電話で連絡いただいでれば保障の対象となります。

Q11 事前打ち合わせで、まかせて会員が「この子は預かれそうにない」と思った子はどうしたらいいですか？

A 事前打ち合わせでは、しっかりと会員同士が確認等することが大切です。もし、事前打ち合わせで預かれそうにないと思う場合は、アドバイザーにお伝えください。

Q12 会員登録して以来、援助活動を行ったことがありません。依頼がこないのは何故でしょう？

A おねがい会員の依頼内容と合わず、活動依頼がない方もいらっしゃいます。しかし、突然依頼がくることもありますので、講習会等には是非ご参加ください。

Q13 我が家には小さい子が遊ぶようなおもちゃがありません。どうしたらいいですか？

A 購入する必要はありません。おねがい会員に子どもが安心するおもちゃを持参してもらうなど、事前打合せでよく相談してください。

Q14 チャイルドシートは持っていませんが、貸し出しはありますか？

A 貸し出しがありますので、子どもさんの年齢にあったチャイルドシートを借りてください。援助活動終了後には、センターの受付時間内に速やかに返却をお願いします。

Q15 家の中でペットを飼っていますが、お子さんのアレルギーが心配です。

A 入会登録のときにペットを飼っているかどうかお伺いします。お子さんのアレルギーも確認するので、飼っているペットのアレルギーをもつお子さんを紹介することはありません。

Q16 預かっている子どもの具合が悪くなり、熱を測ると38度ありました。このような場合、どうしたらいいですか？

A お子さんが37度5分以上の熱を出した場合は、おねがい会員の保護者に連絡し、迎えに来てもらうようにしてください。また、センターにも連絡してください。

### ③その他のよくある質問

Q1 個人情報の取り扱いについて教えてください。

A センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して適正に取り扱っています。

また、取得した個人情報は業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲で利用します。

会員は、援助活動中に知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはいけません。

(会則第7条)うっかり知り合いに話してしまった、依頼文や事前打合せ書をどこに置いたか忘れてしまった…ということがないように十分注意しましょう。しかし、活動の中で児童虐待の事実を知ったような場合は、関連機関へ通告する必要があります。

《個人情報とは?》

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものをいいます。健康状態や財産の状況など、それだけでは誰の情報かわからないものでも、個人の氏名と一体となっていれば個人情報にあたります。

(参照: 消費者庁ホームページ)

## 利用料金等に関する基準

### (1) 援助活動の利用料

活動日	活動時間	報酬額
月曜日から金曜日まで(祝日法に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日のうち該当する日を除く。)	午前7時～午後7時まで	1時間当たり 600円
	午後7時～午後9時まで	1時間当たり 700円
上記以外の日	午前7時～午後7時まで	1時間当たり 700円
	午後7時～午後9時まで	1時間当たり 800円

交通費	自家用車を使った場合	1km 30円
	公共交通機関を利用した場合	実費
食事代	まかせて会員が提供する場合	実費
おむつ代	まかせて会員が提供する場合	実費

※援助活動時間が1時間未満の時は1時間とし、1時間を超えて端数があるときは、その時間が30分未満の場合は30分とし、30分以上の場合は1時間当たりの金額とします。

※同一世帯内で複数の子どもを1人のまかせて会員が預かる場合は、2人目から半額となります。

※援助活動を開始した時間から終了した時間までで時間の算出をします。

#### ●開始・終了時間の考え方

開始時間 …まかせて会員が子どもを預かった時間から

終了時間 …おねがい会員にお子さんを引き渡した時間まで

## (2) キャンセル料

おねがい会員の都合によるキャンセルの場合 例) 子どもの体調不良、予定変更等

区 分	キャンセル料
活動予定日の前日	無料
活動予定日当日	1時間相当額

※キャンセルの場合、おねがい会員はまかせて会員とセンターに速やかに連絡をしてください。

※センターの受付時間外にキャンセルや日程変更があった場合は、FAXまたはメールもしくは、翌日にセンターに連絡をしてください。

## (3) 実費について

交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等についてはおねがい会員が実費を支払います。

また、おねがい会員が特定の物を希望する場合は、おねがい会員が用意をしてください。

## (4) 利用料等の支払いについて

おねがい会員は、援助活動終了後直ちに活動報告書を確認し、利用料及び実費を支払わなければなりません。利用料を支払わない場合は、その後利用をお断りする場合があります。

## (5) 活動費について

まかせて会員として登録し、事業年度内に援助活動を1回以上行った者に対し、活動費を支給する。

まかせて会員一人当たり	5,000円
-------------	--------

## ファミリーサポートセンター補償保険

事故等が発生した場合は、会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険と「お見舞金制度」に加入することになります。

### ① サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅とおねがい会員宅や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により、まかせて会員が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により20～500万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて 3,000円×5倍または10倍	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

(補償例)

- まかせて会員が、子どもの食事を調理中、やけどをした。
- まかせて会員が、預かった子どもを乗せて車を運転中に自動車事故にあつてケガをした。
- 地震が発生し、まかせて会員が、棚から落下した物にあつてケガをした。

### ② 賠償責任保険

センターまたは、まかせて会員が保育サービス提供中、他人の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくはまかせて会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額(補償額)
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円程度
初期対応費用(1事故につき)	1,000万円限度
訴訟対応費用(1事故につき)	1,000万円限度
受託者賠償責任	10万円限度 保険期間中 50万円

(補償例)

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもにやけどをさせてしまった。
- まかせて会員が提供(調理)した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こしたことにより、賠償金を負った。

### ③ 依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間に急激かつ偶然な外来の事故によって

傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 12~300万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、 かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて 3,000円×5倍または10倍	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、 かつ90日が限度

(補償例)

- おねがい会員の子どもが、階段から落ちてケガをした。
- おねがい会員の子どもが、犬にかまれてケガをした。
- おねがい会員の子どもが、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- 地震が発生し、おねがい会員の子どもが、棚から落下した物にあたってケガをした。

### ④ 研修・会合傷害保険

会員が、研修や会合等に参加している間及び自宅と会場の往復途上(通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により、会員が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 20~500万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,800円	事故日より180日以内の入院、 かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて 3,800円×5倍または10倍	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,300円	事故日より180日以内の通院、 かつ90日が限度

(補償例)

- 会員が、研修会場で転倒してケガをした。
- 会員が、研修会場に向かう途中、自動車事故に遭いケガをした。

### ⑤ お見舞金制度

お見舞金は、実際に支出された額(領収金額)に応じ、まかせて会員(おねがい会員の子ども)の治療費については、子どもの保護者)に対して30,000円を限度にお支払いするものです。(2,000円未満は免責)

## ファミリーサポートセンター補償保険Q&A

### ① サービス提供会員傷害保険に関するよくある質問

Q1 援助活動のために子どもを迎えに行く時、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中でケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険が適用されるのは、自宅とおねがい会員宅あるいは保育所などおねがい会員が指定する場所との通常の経路のみです。

### ② 賠償責任保険に関するよくある質問

Q1 まかせて会員の子どもの、預かった子どもにケガをさせられた場合あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されません。賠償責任保険については、まかせて会員の監督ミス等で、まかせて会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものです。上記の場合には、ファミリーサポートセンターすさきでは、お見舞金制度が適用されます。

Q2 預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割り、ご近所から賠償請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、賠償責任保険については事例ごとに判断されますので、必ず保険会社に入ってもらい必要があります。

Q3 活動中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品(お菓子・お花等)についても、保険が適用されますか？

A 適用されます。賠償責任の有無にかかわらず、社会通念上妥当と思われる子どもへのお見舞い等(見舞い品・花)をした場合、支出金額の実費(限度額10万円)が支払われます。ただし、領収書を保管しておいてください。

Q4 まかせて会員が自宅の高額のもの(TV等)を壊された場合はどうなりますか？

A 援助活動中に何かあったときのための保険以外に、お見舞金制度があります。ただし、このお見舞金制度でお支払いできる上限の金額は30,000円までとなっているので、上記のようなことがおこらないように、援助の際に気をつけてください。

### ③ 依頼子供傷害保険に関するよくある質問

Q1 預かった子どもが公園等へ行ってケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、おねがい会員がさせてほしくない遊びもありますので、事前打合せでよく話し合ってください。



Q2 援助活動のため、子どもが学校等からまかせて会員の家へ1人で行く途中にケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。学校からまかせて会員宅へ通常経路における往復途上において、子どもがケガをした場合に、適用されます。また、おねがい会員が子どもをまかせて会員宅へ預けに行く途中、連れて帰る途中も、通常経路における往復途上において適用されます。

#### ④傷害保険・賠償責任保険共通に関するよくある質問

Q1 子どもの送迎に自動車で行って、子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

A サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されます。送り迎えの手段(自動車・自転車・徒歩)は問いません。しかし、賠償責任保険の中に自動車保険は組み込まれていないため、事故の相手方のケガや相手方の車などの物損、まかせて会員の車の修理について賠償責任保険は適用されません。まかせて会員自身が加入している自動車保険で対応することになります。

Q2 別居している祖父母がまかせて会員で、子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

A 別居の親族援助が得られる場合は家族間の扶助となり、援助活動として成立せず、保険は適用されません。

#### 活動にあたって(安全への対応)

子どもの事故は、ちょっとした気配りで防ぐことができます。会員ひとりひとりが十分注意を払って、相互援助活動を安全に行ってください。

##### ●子どもから目を離さないで！

子どもは大人が考えていないような行動をとることがあります。決して目を離さないようにしましょう。

##### ●子どもの目線でもう一度確認を！

子どもの目の届くところに危険なものやたばこ、ポットなどを置いてませんか。また、誤飲につながる小物や薬品なども置いてませんか。子どもの目線に立ってもう一度確認しましょう。

##### ●家の中で事故の起こりやすいところはないですか？

事故が起こらないように常に安全に気を配り、階段、ドア、風呂場、台所、ベランダなど、活動前は必ず安全チェックリストでまわりの環境を確認しましょう。

## 参考資料① 子どもの発達と事故例

子どもは成長とともに好奇心が増し、行動が活発になります。しかし、危険性を予測できず、思わぬ事故を招きます。

### 【0～8か月頃、ねんね、寝返り、お座りの時期】

- うつぶせの状態ではかきつけて息をつまらせた。
- ソファに寝かせていたら転落した。

### 【9～11か月頃、はいはい、つかまり立ちの時期】

- 水が入った浴槽に転落した。
- つかまり立ちから転び、テーブルの角に頭をぶつけた。
- おもちゃ、たばこ、薬などを誤って飲み込んだ。

### 【1～2歳頃、頻りに歩き回り、走ったりよじ登ったりする時期】

- ベランダで階下を覗きこみ転落した。
- 鍋に手をかけてやけどをした。

### 【3～5歳頃、跳んだり、走ったりする時期】

- 三輪車に乗っていて転んだ。
  - 道路に飛び出して車と接触した。
- ※月齢とその時期の特徴はあくまで目安です。

子どもの事故・死亡原因の上位は不慮の事故

事故は大人が少しの気配りをするだけで未然に防げます。「安全な環境づくり」を心がけ、援助活動中は「目を離さない」ようにしましょう。

## 注意すべき5つのこと

- ・窒息
- ・誤飲
- ・転落、転倒
- ・おぼれ
- ・やけど

## 緊急時の対応

### 普段の心構え

- ・会員同士やお子さんの連絡先(保育所等)を携帯電話に登録し、常にメモを持つようにして、いざというときに備えましょう。
- ・連絡先は事前打ち合わせ時に職場や出先など、漏れなく伝えておきましょう。
- ・事前打ち合わせ時に避難経路や避難場所を双方で確認しておきましょう。
- ・家具の固定を行うとともに、家のなかでどこが一番安全な場所か確認しておきましょう。
- ・災害伝言ダイヤル等の連絡方法の練習などしておきましょう。

## 災害用伝言ダイヤル171

### 被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板

#### 伝言の録音方法

- ①171にダイヤルする(ガイダンスが流れます)
- ②録音する場合は1(暗証番号を利用する録音は3)
- ③(□□□□□) □□□□-□□□□

被災地の方の電話番号、携帯電話等の電話番号をダイヤルしてください。

※市外局番からダイヤルしてください。

#### 伝言の再生方法

- ①171にダイヤルする(ガイダンスが流れます)
- ②再生する場合は2(暗証番号を利用する再生は4)
- ③(□□□□□) □□□□-□□□□

被災地の方の電話番号、携帯電話等の電話番号をダイヤルしてください。

※市外局番からダイヤルしてください。

## 南海トラフ地震・自然災害注意報・警戒宣言が発令されたら

### 援助開始前なら…

- ・おねがい会員からまかせて会員へ「サポート中止」の連絡をし、双方で確認する。

### 援助活動中…

- ・双方で連絡をとり、早急に子どもを保護者に引き渡す。
- ・まかせて会員は、子どもと自分の身の安全を第一に考え、避難する場合は、おねがい会員が迎えに行けるように伝言メモを残しておきましょう。
- ・まかせて会員はおねがい会員と連絡がとれない場合は保護者に引き渡すまで援助活動を継続してください。
- ・おねがい会員は地震の安全を確認しながら、避難所へ子どもを迎えに行くようにしてください。

★地震・台風・洪水などの災害による緊急事態の発生を想定し、会員同士でお互いに緊急連絡先を複数(携帯・自宅・職場・保育所など)確認しておきましょう。

また、その時の対応を話し合っておきましょう。

★サポート中に災害が起こった場合、まかせて会員は責任を持ってお子さんを預かってください。

★ファミサポの補償保険は、地震や洪水等によって被った障害や被害は、免責となる場合があります。くれぐれも安全に留意して下さい。

## 活動中の病気やケガへの対応

援助活動中に、預かっている子どもが緊急の病気やケガをするなどの異常が認められたときは、まかせて会員は下記の対応をしてください。

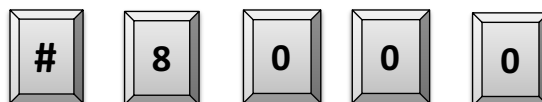
- ①応急処置をして、119番へ通報する
- ②おねがい会員とセンターへ連絡する
- ③救急隊員に事故の経緯を説明する  
(事前打ち合わせ書は手元においておく)
- ④医師等に状況と自己の経緯を説明する  
(事前打ち合わせ書は手元においておく)
- ⑤おねがい会員とセンターへ状況報告をする
- ⑥報告書提出 (様式第7号を使用)

## 救急車の出動を要請

1. 「救急です」
2. 住所・氏名・電話番号・目標となる建物等
3. 子どもの状況(性別・年齢・いつ・どこで・どんなふうに・どうなったか)を伝えます
4. 指示に従い、救急車の到着を待つ

夜間や休日など、お子さんの急な病気や体調不良に困ったら#8000に電話してください。高知県の相談窓口につながり、小児科医師・看護師に、救急を要するのかを相談できます。

## 小児科救急電話相談



## ためらわず救急車を呼んでほしい症状

次のような症状が見られたら、すぐに119番に連絡してください！  
重大な病気やケガの可能性あります。

### 顔

- 唇の色が悪い
- 紫色で呼吸が弱い

### 胸

- 激しい咳やゼーゼーして呼吸が苦しく顔色が悪い

### 意識の障害

- 意識がない
- 返事がない
- 意識がおかしい
- もうろうとしている

### じんましん

- 虫に刺され全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった

### 飲み込み

- 変な物を飲み込んで、意識がない

### 頭

- 頭を痛がってけいれんがある
- 頭を強くぶつけて出血が止まらない
- 意識がない
- けいれんがある

### おなか

- 激しい下痢や嘔吐で水分が取れず食欲がなく意識がはっきりしない
- 激しいおなかの痛みで苦しがり、嘔吐が止まらない
- うんちに血が混じった

### 手

- 手足が硬直している

### やけど

- 広範囲のいたみのひどいやけど

## 安全チェックリスト

安心、安全な援助活動を行うためにチェックリストを参考に会員同士でしっかりと確認しましょう。

### まかせて会員用

#### 【室内保育時】

確認事項	チェック欄
1. 火災や地震の際の避難場所を把握していますか。(自宅・自宅外)	
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所、目標となる建物)について把握していますか。	
3. 緊急連絡先(おねがい会員、ファミリーサポートセンター、かかりつけ医等)を控えていますか。	
4. 階段や段差のあるところには、子どもが転落しないための対策がしてありますか。	
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。	
6. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
7. 硬貨、ボタン電池、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツ等、子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。	
8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	
10. 暖房器具等はやけどをしないための対策がしてありますか。	
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかける等、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。	
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を置いてませんか。また、1人で外に出ないように鍵をかけましたか。	
13. 子どもをベビーベッド等の高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はしていますか。	
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いてませんか。	
15. ブラインドの紐は、子どもが届かない高さでくっつてありますか。	

【乳児保育時】

確認事項	チェック欄
1. 子どもを抱いてる時は、たばこ吸ったり、熱いものを飲んだりするのはやめましょう。	
2. 乳幼児をソファやベッドなどの高いところにおいた時は、目を離さようにしましょう。	
3. 乳幼児を寝かせるときは、うつぶせ寝は避けましょう。	
4. 敷布団は固めの物を使用しましょう。	
5. 赤ちゃんを強く揺さぶらないようにしましょう。	
6. おもちゃの安全に注意し、定期的に点検しましょう。	
7. 子どもがおもちゃで危険な遊びをしていないか確認しましょう。	
8. 幼児におやつや食事の提供をする時は、おもち・ナッツ類・あめ・コンニャクゼリーなどは気をつけましょう。	

【送迎時】

確認事項	チェック欄
1. 体格に合ったチャイルドシートやジュニアシートを使いましょう。	
2. 子どもを車に乗せるときは、チャイルドロックをしましょう。	
3. 車のドアやパワーウィンドウを閉めるときは、窓から子どもが顔や手を出していないか確認しましょう。	
4. 子どもを車の中に一人にしないようにしましょう。	
5. 子どもと道路を歩くときは、手をつなぎ、大人は車道側を歩きましょう。	

参考資料 ②(チャイルドシート) (参照・引用 国土交通省ホームページ)

	乳幼児用	幼児用	学童用
体重	13kg未満	9～18kg	15～36kg
身長	70cm以下	65～100cm	135cm以下
年齢	新生児～1歳くらい	1歳～4歳くらい	4歳～10歳くらい
特徴	乳幼児期は首が据わっていないため寝かせるタイプ。後ろ向きに使用する「シートタイプ」と横向きに使用する「ベッドタイプ」がある。	幼児の首が据わり、自身で座れることが使い始めの目安。「前向きシート」として使用。	・背もたれつきタイプ ・座面だけのブースタータイプ



おねがい会員用

【事前打ち合わせ時】

確認事項	チェック欄
1. 「事前打ち合わせ票」を記入し、まかせて会員に渡しましたか。	
2. 援助活動を行う場所や部屋を確認しましたか。	
3. 万が一、災害が起こった場合のお子さんの受け渡しや避難場所などを確認しましたか。	
4. 子どものアレルギー有無や気になるところは伝えましたか。	
5. 園・学校・学童保育・習い事の送迎の場合、送迎先の先生に誰が送迎するかを伝えましたか。	
6. 車での送迎を依頼する場合、チャイルドシートやジュニアシートの有無を確認しましたか。必要に応じて受け渡しをし、取り付け方なども伝えてましたか。	
7. 食事の提供を依頼する場合、食事の量の確認や食べなかった場合などの実費について確認しましたか。	
8. 長時間(概ね4時間以上)の援助活動になる場合は、おやつ、テレビやゲームの時間など、してもよいこと・してほしくないことの確認をしましたか。	

【援助活動当日】

確認事項	チェック欄
1. 子どもの体調を確認しましたか。	

【その他】

確認事項	チェック欄
1. 普段から子どもに交通ルールやよその家でのマナーを教えていますか。	

## ファミリーサポートセンターすさきの個人情報保護に関する基本方針

ファミリーサポートセンターすさき  
代表者 須崎市長 楠瀬 耕作

当センターは、ファミリーサポートセンター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに社会的責務であると考えています。

当センターは、須崎市個人情報保護条例及びその他関係法令を遵守して、個人情報の保護に努め、適正に取り扱ってまいります。

### (1) 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じ、利用目的を明示したうえで、須崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

### (2) 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を須崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

### (3) 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずるものとします。万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

また、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄または削除するものとします。

### (4) 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づくとき。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護ために緊急かつやむを得ないと認められる場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 市で利用する場合又は他の実施機関若しくは国の機関などが事務を遂行することに対し協力する必要がある場合、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(5) 問い合わせ窓口

下記問い合わせ窓口にお問い合わせください。

ご照会者が本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので あらかじめご了承ください。

(問い合わせ窓口)

住所 高知県須崎市山手町1番7号

須崎市教育委員会 子ども・子育て支援課(総合保健福祉センター1階)

名称 ファミリーサポートセンターすさき

TEL:0889-42-1229(受付時間 8:30~17:15)

FAX:0889-42-1190

